

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成二十七年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・八八一号坂中央線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県広島市南区比治山本町一六番一二号

四 事業地の所在

収用の部分

広島県安芸郡坂町坂西一丁目、二丁目及び坂東四丁目地内

使用の部分

広島県安芸郡坂町坂西一丁目、二丁目及び坂東四丁目地内